



公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

鹿屋市長 中西 茂



記

公売財産の種類		不動産			
公売の方法		入札（期間入札）			
公売の 日時	入札の期間	令和 7 年11月25日（火） から 11月26日（水）			
	開札の日時	令和 7 年11月28日（金） 午前 9 時			
公売の場所		鹿屋市役所 収納管理課			
最高価申込者の決定日時		令和 7 年11月28日（金） 午前10時			
最高価申込者の決定場所		鹿屋市役所 収納管理課			
売却決定の日時		令和 7 年12月 5 日（金） 午前 9 時			
売却決定の場所		鹿屋市役所 収納管理課			
買受代金の納付期限		令和 7 年12月 5 日（金） 午後 2 時30分			
買受人の資格 その他の要件		下記のとおり			
公売財産上の質権者、抵当権 者等の権利の内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から、配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。			
その他の事項		別紙「公売の注意書」を参照のこと。 公売物件は現状渡しとし、地積は公募上のものとする。			
公 売 財 産	売却区分番号	公売財産の名称、性質及び所在	数量	見積価額	公売保証金
	1	鹿屋市寿 1 丁目3270-14 宅地 74.33㎡	1	400,000	40,000

記

- 公売保証金、買受代金については現金で納付してください。
- 市税滞納者、国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に規定する者は買受人となることができません。
- 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、最高価である者に対して行います。
- 最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合には、期日入札により追加入札を行いません。
- 上記の追加入札の日時は、令和 7 年11月28日（金）午後 2 時、場所は鹿屋市収納管理課とし、即時開札し最高価申込者を決定します。
- 公売財産の所有権移転及び危険負担移転の時期は、買受人が買受代金を納付したときです。
- 場合により公売中止となる可能性もありますので、入札参加前に鹿屋市収納管理課へご確認ください。

